お知らせ

(平成25年7月15日発行)

浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さんへ、 各種情報をお届けします。

※7月3日現在の情報を掲載しています。今後、内容が変更されることも ありますので、あらかじめご了承ください。

発行 浪江町役場復興推進課

〒964-0984

福島県二本松市北トロミ573番地 TEL 0 2 4 3 - 6 2 - 4 7 3 1 http://www.town.namie.fukushima.ip *毎週土・日・祝祭日は閉庁日です。



いないため、

決定次第、

改

8

お知らせし

ます

62

 $\frac{1}{4}$ $\frac{4}{7}$ $\frac{3}{3}$

6

問生活支援課住宅支援係

ては、

現在、

明

確な結論が出

7

■ 1回 ホームページの情報は携帯でも を 2章 ご覧いただくことができます。 ■ 15年 № ホームページの情報は携帯でも

QRコードをご利用ください。▶

■ 【はコートをこ利用ください。 ■ は 遠江町公式フェイスブック・ページ 「つながろうなみえ」町からのお知 らせや写真などがご覧いただけます。 ■ は

な物

件 成

(福島県内

の 民

間賃貸

往

平

|年8月までに入居

可

能

特例措置

の受付延

長

福島県借上げ住

宒

につ

ても受付が可

で能とな

平成25年6月)

0)

限

平成25年7月31

です。 請期

ッました。

なお、

9

月 以

降の受付につい

免 は、

除

申

請

配が承認

3

れ 日 申

た期

間



金保険料 からできるようになりました。 伴う、 福 島 第一 平 特 例免除申請が、 成 原子力発電 25年度分の 所の 国 7 民 事 月 年

では、

現

在

司

燃ご

み

どの気を除

家

 \exists

江.

前

内

(帰還困難区域

国民年金保険料特 ス除申請」の受付 例

手続きを行ってくださ 次の内容をご確認のうえ、 金保険料が全額免除になります。 一本人からの申請により国民年 免除申請を希望される方は、 |町に住所を有していた方は、 平 成 23年3月11日時点で、 申 浪 請

(平成25年7月 -成25年度分 5 平成 26年 6 月 ので、 ごみ がって ンへ出されても回収できませ ·します。 収集を行っています。 また、 品」などは、ごみステーシ 「不燃ごみ」「粗大ごみ」

う 問 お ふるさと再生課 は、 願 がしま 町外へ 持 廃 ち 棄 出 (物対策) さな 15

しまうため、

浪 $\hat{\sigma}$

江

町内

0)

ょ

放射性物

質

が拡散に繋

申請期間

平成25年7月~平成26年7月

TEL

 $0 \\ 2 \\ 4 \\ 3 \\ 1$

62

Ó

1 5 2

浪江町 こみに関する 内 **(7)**

問健康保険課国保年 とができます。 は、 0 2 4 3 1 険料を納付 10 年以 内であ (追 -金係 れば 納 す 後 か

役場二 一本松事務所 務所、

(単位:円)

308.000

※ご注意ください 平成 24年度分 (平成 および各出 24 年7 または 月

絶対にやめまし 不法投棄は 62 0 1 7 9 お しょう~ 願 1)

平成25年度 幼稚園就園奨励費

ご自宅内での保管

Iをお

町では、平成25年4月1日から幼稚園 に入園されている方で、市町村民税の所得 割課税額が211,200円以下の世帯に対し、 補助金を交付します。

ただし、避難先自治体で幼稚園就園奨励 費を受けられた場合は、対象となりません。 ▷補助内容

幼稚園入園料および授業料のみです。

▷その他

- 避難先の自治体でも就園奨励費の申請 受付を行っている所がありますので、避 難先(就園先)市区町村の教育委員会ま たは幼稚園へご相談ください。
- ●申請受付開始は、9月上旬を予定してい ます。詳しくは8月の「広報なみえ」で 改めてお知らせします。

問教育委員会事務局学校教育係 TEL 0243-62-0301

■兄・姉が幼稚園児の場合の補助金額

分 第1子 第2子 第3子以降 生活保護法の規定による保護を受けて 20,000 50,000 79,000 当該年度に納付すべき市町村民税の所 20,000 50,000 79,000 得割が非課税となる世帯 生活保護法の規定による保護を受けて 268,000 308,000 229,200 いる世帯 当該年度に納付すべき市町村民税の所 199,200 253,000 308,000 得割が非課税となる世帯 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税 211,000 308,000

115,200 額が77,100円以下となる世帯(年収約360万円) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税 62.200 185,000 額が211,200円以下となる世帯(年収約680万円)

■兄・姉か小字Ⅰ~3年生の場合の補助金額			(単位:円)
区分		第2子	第3子以降
公立幼稚園	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	35,000	79,000
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課 税となる世帯	35,000	79,000
私立幼稚園	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	249,000	308,000
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課 税となる世帯	226,000	308,000
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額 が77,100円となる世帯(年収約360万円)	163,000	308,000
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額 が211,200円となる世帯(年収約680万円)	114,000	308,000

お 申請できるところ 近くの年金事

(1)

設立総会の開催 「コスモス大玉会」

浪 生活することを目的として、 「コスモス大玉会」を設立し 江町 大玉村近隣に避難をしている 心身ともに健康で、 '民の皆さまと交流を図 楽しく

TEL

*事前申し込みが必要です います。

皆さまのご参加をお待ちして

▽日時 9月4日 (水) 15 時 Š 18 時

▽会場 T969-1302 アットホームおお たま 1 階

有林7班に13小班

安達郡大玉村玉井字前

ケ

岳

今野 君島 勝見 昭三 大 室

俊明 進 (小野 津 島 田

佐々木やす子 佐野久美子 (南津島上) (昼曽根

8 月 10 日 (土) 名簿作成のため、

渡部 俊夫 并 原

厒 手 堀

申込締切日 連絡先を申込時に教えてくだ (避難元・避難先)・生年月日・ 氏名・住 所

できます。 >対象者 福島県内で津波により住宅が

所事故により避難指示区域に 東京電力福島第一 指定された区域に住所を有す 原子力発 黿 います。 総会終了後、 賀会)を会費制にて予定して 懇親会 (設立祝

問君島勝見

無料接種期間延長 ロタウイルスワクチン

います。 では、 る ため W H O 症化しやすい病気です。 かるロタウイルス胃腸炎は、 乳幼児をロタウイルスから守 ほとんどの乳幼児が一 ワクチン接種を推奨して (世界保健機関) 度は 重 か

ワクチンを無料で受けることが 次の対象者は、 ロタウイル ス

生した生後20週未満のお子さ 全半壊した家族から被災後出

が届きますので、

ご協力をお願

対象者には、

アンケー

・ト用

紙

康調査が実施されます。

ために、福島市医師会による健

生活不活発病予防に役立てる

ます

いします。

対象者

県北地区、

相馬

河地区に.

お住

ま

20週未満のお子さま る世帯で事故後出生した生後

11

.の55歳以上の方

前記避難指示区域以外の

福島

TEL

 $0 \ 2 \ 4 \ 3$

62

0

1 68 問健康保険課健康係

TEL 置福島県小児科医会事務局 をお願 必要です。 健康調査 1) し

024 - 533 - 4150(竹内こどもクリニック内 へのご協 力

期間 主的に避難した家族から出生 県内に住所を有 した生後20週未満のお子さま 事故後自

接種費用 9月13日金まで

無料

申込方法 療機関に直接お申込みくださ 小児の予防接種をして いる

住民票や保険証 書等の証明できる書類などが 健康保険一 部負担金免除証明 り災証明

国民健康保険に加入されている皆さまへ に更新される受給者証等のご案内

■『高齢受給者証』

現在ご使用中の「高齢受給者証」の有効期限は、平 成25年7月31日までです。

70歳以上75歳未満の方には、新しい高齢受給者証を 7月下旬に郵送します。(申請は不要です。)

■『特定疾病療養受療証』

現在ご使用中の「特定疾病療養受療証」の有効期限 は、平成25年7月31日まででます。

この受療証は、厚生労働大臣が指定する特定疾病に 該当し、すでに交付を受けている方に7月下旬に郵送 (申請は不要です。) します。

なお、新たに国民健康保険に加入された方で、厚生 労働大臣が指定する特定疾病に該当される方は、手続 きが必要ですのでお問い合わせください。

■『限度額適用・標準負担額減額認定証』の更新 入院時食事療養費および入院時生活療養費の自己負 担額については、免除の対象にはなりませんので、入

院した際にはご負担いただくことになります。 この認定証は、住民税非課税世帯の方が入院した際 医療機関の窓口に提示することで自己負担額が減 額されます。この減額は、申請した月の初日までしか 遡ることができないため、早めに申請してください。

なお、すでに交付を受けている方の認定証の有効期 平成25年7月31日までです。

引き続き交付を受ける場合は、申請が必要ですので、 郵送するか、役場二本松事務所または各出張所で手続 きしてください。

▶申請に必要なもの

- ①限度額適用·標準負担額減額認定申請書 (窓口に備え付けてあります。また、ホームページ からダウンロードもできます。)
- ②印鑑(スタンプ印は不可)
 - *郵送の場合は、所定の箇所に押印してください。
- ③該当者の保険証および申請者の身分証明書
- *郵送の場合はコピーを添付してください。 ④平成24年8月1日以降、90日以上入院されている方 は、入院期間がわかる書類(領収書や入院証明書など)

問健康保険課国保年金係 TEL 0243-62-0179

熱中症を予防しましょう

問健康保険課健康係 TEL 0243-62-0168

熱中症は予防対策をすれば防ぐことができます。自分でできる予防対策を しっかりと理解し、身につけておきましょう。

■予防対策の6カ条

- ①水分を上手に補給……のどの渇きを感じる前に、早めに水分を補給 しましょう。
- ②室内の温度と湿度管理を…冷房は28℃ くらいに設定し、ドライ機能な ども上手に活用しましょう。
- ·熱を吸収しないよう淡い色合いで通気性が良 く、汗を吸収・発散しやすいものを選びま しょう。
- ④日陰を味方に……外を歩くときは日陰を選び、直射日光を避け ましょう。
- ⑤体調と服薬の管理を……1日3食、栄養バランスのよい食事と十分な 睡眠をとりましょう。
- ⑥適度に汗をかく習慣を……発汗機能が正常に働くように日ごろから運動 や入浴で汗をかく習慣をつけましょう。

日

時

8月8日(木)

「就職支援セミナー」

10

時3分~12時

■熱中症かなと思ったら…

- ①日陰やエアコンのきいた屋内など、涼しい環境へ移動する。
- ②体を冷やす。
- ③水分・塩分の補給。

追寄 加 せ 日 5 「本赤十字社等や、 4 れた義 口 目 配分を! 援金2次配 振 福 り 島 込 分 県 2 0)

る場合は 絡くださ 込んだ口座に振り込みます。 第2次義援金追加3回目を振 別口座へ 7月2日金までご連 振 り込みを希望され 振込 口座 | 変更

今回の振り込 しみは、

事

務

配分額

請書」

を送付します。

つ追第

2次義援金

ラいて 遅加4回目の配か

記分に

簡素化、迅速化を図るため、 受付

TEL

問介護福祉課福祉係 $\begin{array}{c} | \ 4 \ 7 \ 3 \ 7 \end{array}$

$\begin{array}{c} 0 \\ 2 \\ 4 \\ 3 \\ 62 \end{array}$

7月31日(水より) が順次振 り込み

振込時期

(内訳: 日赤等…31、 5 0 0

1人あたり 県……3、 3 5 5 0 0 0 Ō 0 円 円 Ē

in郡山 ふくしま大卒等

社参加予定) します。 福島労働 のある県内企業 局 との面接会を開催 では、 県内企業(70 正社員で雇

会 場

「合同就職面接会」 16

16

時

ビッグ

郡山 パレット .市南2丁目52 ふくしま

対象者 番地

Ě

平成2年3月新規大学等を卒 業予定の方

平成23年3月以降に卒業して

問郡山新卒応援ハロ

ク

024 - 927

 $\frac{1}{4}$ 6 3 3 ーワ

現在就職活動をしている方

事前申し込み不要 参 上で公開します。 加事業所 福島労働局ホー

事業所のブースにおける人事 など各機関による職業相 担当者との個別面談、 情報提供などを行います。 安定

所

いつでも患者さんに血

を

お

月間です。

届けできるよう、

定期的

は献 液

血

県 厚生労働省福島労働 に 郡山新卒応援 がハロ 1 ウー 局 福 ク、 島

62

Ó

6

8

固健康保険課健康係 のご協力をお願いします。

7月は一愛の血 液 助 げ 合 13

運

献 そこにある 血 で救える命

がは開

催

1 週間

4

~

1

ジ 前

〉その他

お知らせ ■被保険者証の更新

後期高齢者医療保険に加入している方の保険証の有効 期限は、7月31日までです。

後期高齢者医療保険の

新しい保険証を7月末までに、順次簡易書留で役場へ登 録された避難先へ郵送します。

保険証が届かなかったり、記載内容に誤りや不明な点が ある場合は、お手数でもお問い合わせください。

また、入院中の方で住民税非課税の方などに交付されて いる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も 7月31日までです。

引き続き交付を受ける場合は、保険証と印鑑持参のう え、役場二本松事務所および各出張所窓口、または郵送で 手続きしてください。

■平成25年度保険料

平成25年度の後期高齢者医療保険料は、町の被保険者 全員が免除になりますので、納入通知書は発行されません。

問健康保険課国保年金係 □ 0243-62-0179

浪江町ADR集団申立ての 状況について

町が町民の代理人となり、精神的損害について原子力損害賠償紛 争解決センターへ集団申立てを行いましたが、その経過は次のとお りです。

○一次申立て

5月29日(水)提出 ※5月7日締切分

参加人数 11,250名 参加世帯数 4.764世帯

○二次申立て

7月2日(火)提出 ※6月10日締切分

参加人数 2,809名 参加世帯数 1,116世帯

○申立て総数

問 件

い合わ

せください。

福島県建築指導課

が

あ

りますので、

詳

しくは

た対する利子補給を行い

います。

被災程度や債務残

高

などの

〈援するため、

住宅の二重ロ

1

1損害を受けた方の生活再建

TEL 問

0 2 4

| 5 2 1 |

8 1 8

4

14.059名 参加世帯数 5.880世帯 参加人数

今後は、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、申立ての内容 について話し合いを進めていくことになりますが、その経過状況を 様々なかたちで出来る限り詳細にご説明していく予定です。

間 産業・賠償対策課賠償支援係 III 0243-62-0167

県

では、

東日本大震災で住

住 お

宅の

三重 ഗ

ンで

木

IJ

方

クにより 岩手 全国 1です。) /県にお住まい [話は無料で (9月まで)、 -県・宮城 いの 相 談をお受け ち電話のネッ 県・ の方の相談窓 福 島県 して トワ 11 秘 茨 ま

話連盟

™ 13 毎 0 時 日 受付日時 13時~20時 毎日(※毎月10口

密は厳守します。

こころの痛

ぶ、

話せる電話です

Li

のちの電

実施団体 般社団法: $\begin{array}{c} 1 \\ 2 \\ 0 \end{array}$ [人日本 5 5 6 0) ち 1 8 0) 電

電

話相

談の専門員が

お待ち

日 は 除く)

より 木 ットライ そ 1)

24 1時間

岩手県 受付時間 宮城県・ 福 島 県

方

 \mathcal{O}

·実施団体

般社団は

法

人社

包

00 3 00

3

県以外の

都道

府県

の方

0

1 20

| 2 | 7 | 9

| 2 2

ポ

トセン

タ

1

(厚生労 会的

働 摂

資団体

ています。 お電話ください。 話は無料で、 ひとりで抱え込まず 秘密 は 厳守

フォトビジョン(電子掲示板)の 電源は入っていますか?

町から貸し出しをしているフォトビジョン(電子掲示板)は、ほぼ 毎日(土日祝日除く)更新作業を行い、常に最新のお知らせをお届け しています。

町からのお知らせをしっかりと受け取るため、正しく使いましょう。 《使い方》

*電源は入れたままにしておきましょう。

電源は、6時に入り、21時に切れるように設定してあります。電源 を切るとお知らせが受信できなくなりますので、ご注意ください。

*画面を操作する必要はありません。

お知らせの更新などは、すべて自動で行われますので、操作をする 必要はありません。

《ご注意ください》

画面右下に「圏外」と表示されていると、お知らせが受信できません。 電波の良い場所に置くようにしてください。

(フォトビジョンは、ソフトバンクの電波を使用して受信しています。) ※新規申し込みも随時受付けています。お電話にてお申し込みくだ さい。

申し込み・不具合・問い合わせ 間復興推進課(フォトビジョン担当) 1080-2813-2699

県立双葉高等学校 創立90周年 記念式典のお知らせ

大正12年に県立双葉中学校として 開校した本校は、今年90周年を迎え、 10月に記念式典を開催します。

本校同窓生の方で、出席を希望され る方はご連絡ください。

*参加希望者多数の場合は先着順

▷日 時

10月12日(土)

- ●受 付 8時30分~
- 記念式典 9時30分~10時30分
- パネルディスカッション 10時50分~12時20分

○会 場

いわき明星大学児玉記念講堂

問県立双葉高等学校 Tel 0246-29-2701